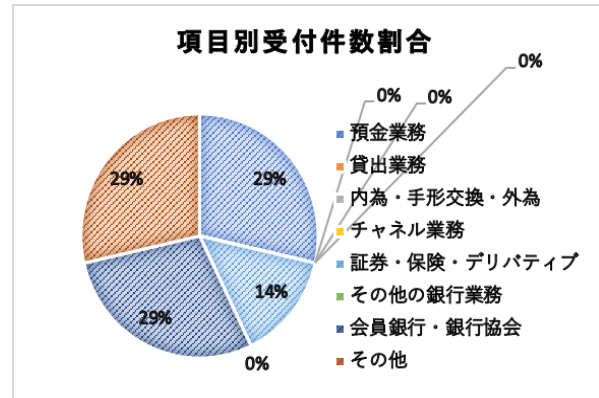
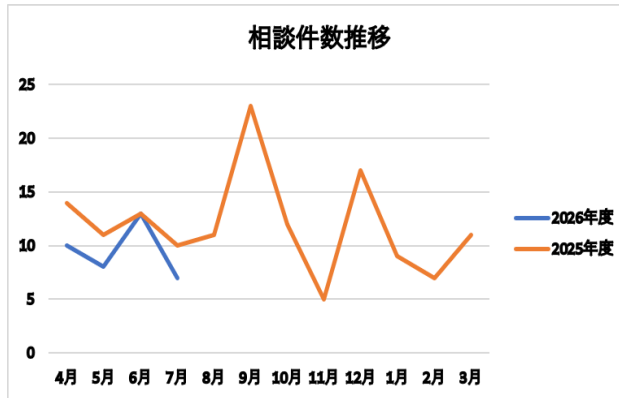


銀行とりひき相談所相談受付状況（2026 年 7 月）

名古屋銀行協会
銀行とりひき相談所

1. 受付件数の状況



- 相談件数は、今月は7件と、今年度最小件数を記録した。（前月比▲6件、前年同月比▲3件）
- 項目別受付件数割合では、「預金業務」、「会員銀行・銀行協会」、「その他」が各2件、「証券業務（窓販）」が1件であった。（詳細は別紙「銀行とりひき相談件数集計表」をご覧ください）

2. 相談の主な内容

□預金業務

- ・全東信が倒産してそこへ多額の融資をしている銀行があるが、当該銀行の預金者の預金は保護されるのか。
- ・息子の通帳が出てきた。定期、普通預金の残高が記載されていたので、窓口に行って解約できるか聞いたところすでに解約済と言われた。通帳がなくても解約できてしまうのか。

□証券（窓販）

- ・高齢者の母親が多額の運用商品を購入させられたので、本人同席のもと、窓口で解約を申し出たところ、本人は認知症の恐れがあり解約できないと言われた。そうしたことはあり得るのか。

□その他

- ・自分は被害者だが、当該犯罪に利用された口座が開設された経緯を銀行に聞くことはできるか。

3. トピックス

□弊社ホームページのQ&Aや金融用語の解説をご利用ください。

日頃疑問に思う銀行業務に関してわかりやすく説明したQ&Aや、なかなか理解しづらい金融機関独特の用語についての解説などを弊社ホームページに掲載していますので、ぜひ一度ご覧ください。（弊社ホームページ <https://www.nagoya-ba.or.jp/>）

銀行に関するさまざまなご相談や苦情は
銀行とりひき相談所へご連絡ください。
052-559-6150 または右のQRコードへ



本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合はあらかじめ名古屋銀行協会までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、名古屋銀行協会は、利用者が本資料の情報をういて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。